

安心対策エリア版 割増クーポン食事券事業

エリアマニュアル
(令和3年12月27日施行)

令和4年5月18日時点
(更新中)

※新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は、**販売を中止**いただくことがあります。

鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課

事業受任者:株式会社ウェブプランプロモーション
安心対策エリア応援お食事クーポン券運営事務局
(事業受任者契約事業者:NPO 法人鳥取県地域観光推進研究所)
〒680-0845 鳥取市富安1丁目152番地 SGビル301号室
電話:0857-30-6412 FAX:0857-30-6413
E-mail:tsukadanpo0828@outlook.jp

1. 事業の目的と概要

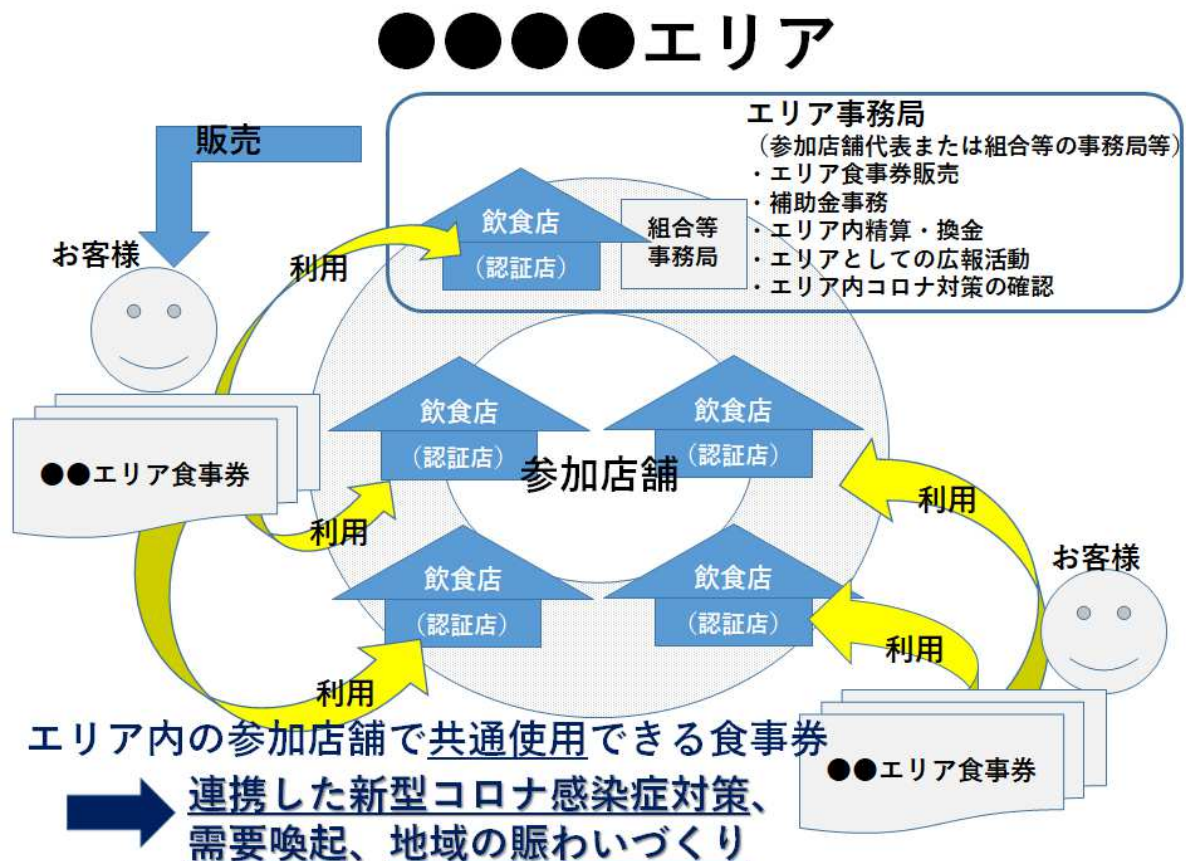
新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食店を支援するため、地域ぐるみで感染防止対策に取り組む団体等が発行するエリア内の新型コロナ安心対策認証飲食店で共通使用できるクーポン食事券(以下「エリア食事券」という。)のプレミアム分を県が助成し、県内飲食店の需要喚起を図るものです。

【エリア食事券の概要】

額 面	1冊 5,000 円(500 円×8 枚、250 円×4 枚の 12 枚綴り)
販売価格	1冊 3,500 円
プレミアム	43% ※販売価格 3,500 円との差額 1,500 円分を県が負担
販売期間	県の補助金交付決定以降、別途通知する日まで
利用期間	県の補助金交付決定以降、別途通知する日まで
補助上限	1エリアあたり、30 万円/店×参加店舗数の額
販売方法	新型コロナ対策認証飲食店で構成する、地域で安心安全な飲食エリアづくりに取り組む団体、地域グループ内の代表店舗(団体事務所等)において販売する。
利用場所	エリア内の参加店舗のみ
利用可能店舗	「安心対策エリア版割増クーポン食事券事業」に参加登録したエリアにおいて、 新型コロナ安心対策認証を取得して営業している飲食店 (飲食店及び宿泊施設のうち「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」を取得している事業者) ※宿泊者に限定した飲食提供を行う店舗及びコンビニエンスストアは除きます。 ※エリア内でクラスターが発生した場合は、発生店舗が改めて新型コロナ安心対策認証を取得するまでの間、本事業の対象から除外します。

【事業イメージ】

<各エリアの主体的な需要喚起、賑わいづくりを支援>



補助対象者(実施主体)の要件

本事業は、以下のいずれかの団体を対象としています。

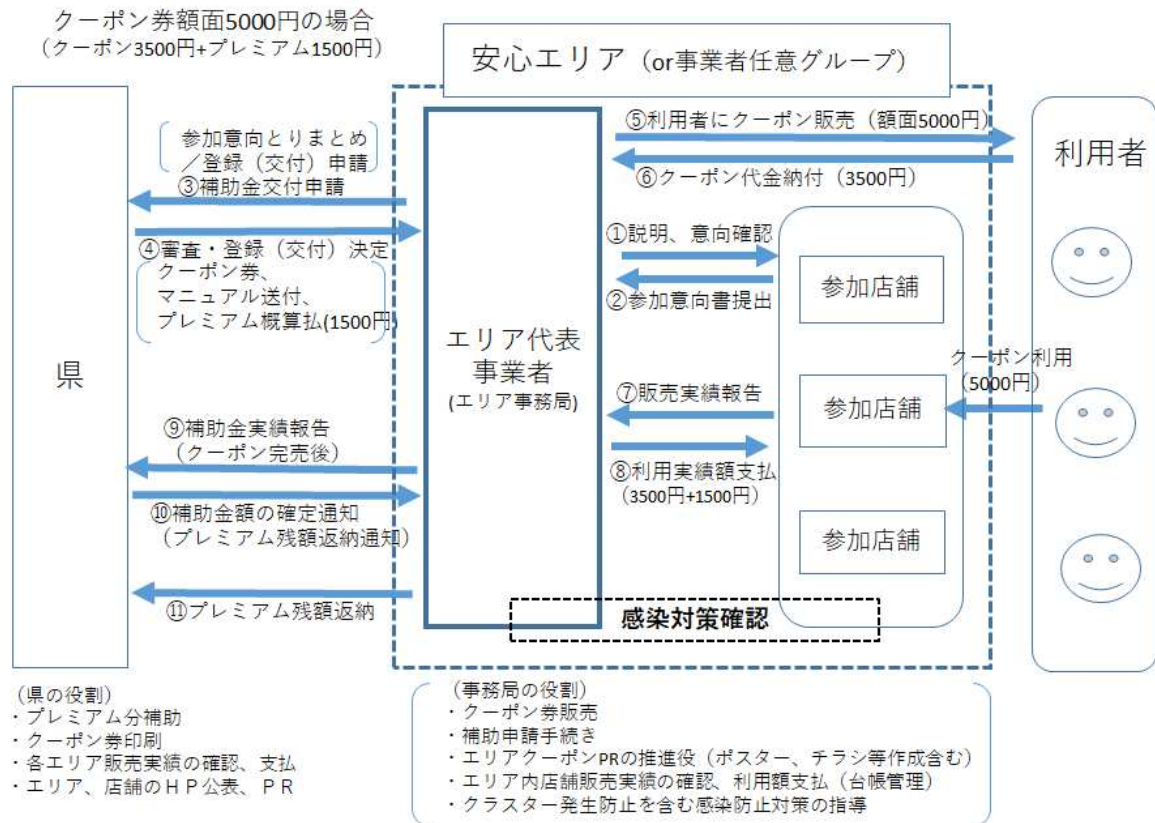
- ・コロナ対策認証店である飲食店を有する安心観光・飲食エリア、商店街振興組合等
(任意団体可。ただし事務局機能を有する団体であること)
- ・コロナ対策認証店である飲食店で構成する地域グループで、事務局機能を有する団体
- ・地域ぐるみで感染防止対策に取り組む「安心飲食エリア協定」の締結や締結を目指すこと

※留意事項

- ・県全域での感染状況を県で総合的に判断し、食事券の販売停止をすることがあります。
- ・併用可能な他のクーポン券から、各市町村で発行されているクーポンは除外します。

【事業フレーム】

安心エリア食事クーポン補助事業スキーム (イメージ)



(1)販売期限/利用期限

別途通知する日まで (5/18 時点 令和4年6月30日まで)


(2)エリア食事券の外観

The image shows a sample of the coupon. It features the text '鳥取県安心対策エリア応援お食事クーポン' and 'お食事クーポン券 ¥5,000'. A red box highlights the word '見本' (Sample) in the center.


(注意事項)

- ・エリア食事券には、エリアごとの記号を付しています。
- ・エリア内の参加店舗でのみ使用可能です。(他のエリアでは使用不可)
- ・取扱いについては、本マニュアルのP5をご覧ください。
- ・色合いは、エリアにより異なる場合があります。

(3) チラシの外観

	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・エリア事務局で簡易に印刷が可能となるよう作成した、チラシの基礎データです。・これとは別途に、エリアでチラシを外注される場合は、改めて外注用データをお送りしますのでお知らせください。 <p>・下半分に参加店舗名など独自の文言を入れてコピー機等で印刷することができます。</p>
---	---

(4) ステッカーの外観

	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・1店舗1枚の換算でエリア事務局にお送りします。・「登録エリア」の右側の白枠に、油性マーカーなどでエリア記号を書いて店舗に掲示してください。・破損等で掲示に耐えられなくなった場合は、在庫の範囲でエリア事務局に新たにお送りしますので、お知らせください。
--	---

●県からエリア事務局にご提供するもの

- ・エリア食事券・・・エリア名、問い合わせ先を印刷した状態で、申請枚数をお送りします。
- ・チラシデータ・・・上半分:クーポンの概要、下半分:各エリアの情報で構成しています。
各エリアで下半分にエリア名や店舗名等を入力し、印刷してご利用ください。
- ・ステッカー・・・参加店舗の入り口に貼ってください。
- ・運営マニュアル・・・本マニュアルです。

2. 運営にあたってのお願い

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底

各参加店舗及びエリア事務局においては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の一層の徹底をお願いします。



(2) 宣誓書、ステッカーの掲示

宣誓書、ステッカーは、必ず店頭及び店内の、**お客様が見やすい場所**へ掲示してください。

※事業終了(食事券販売完了)まで掲示してください。

【宣誓書について】

様式第3号、第3-1号、第3-2号は、以下の役割を持っている**一連の書類**です。

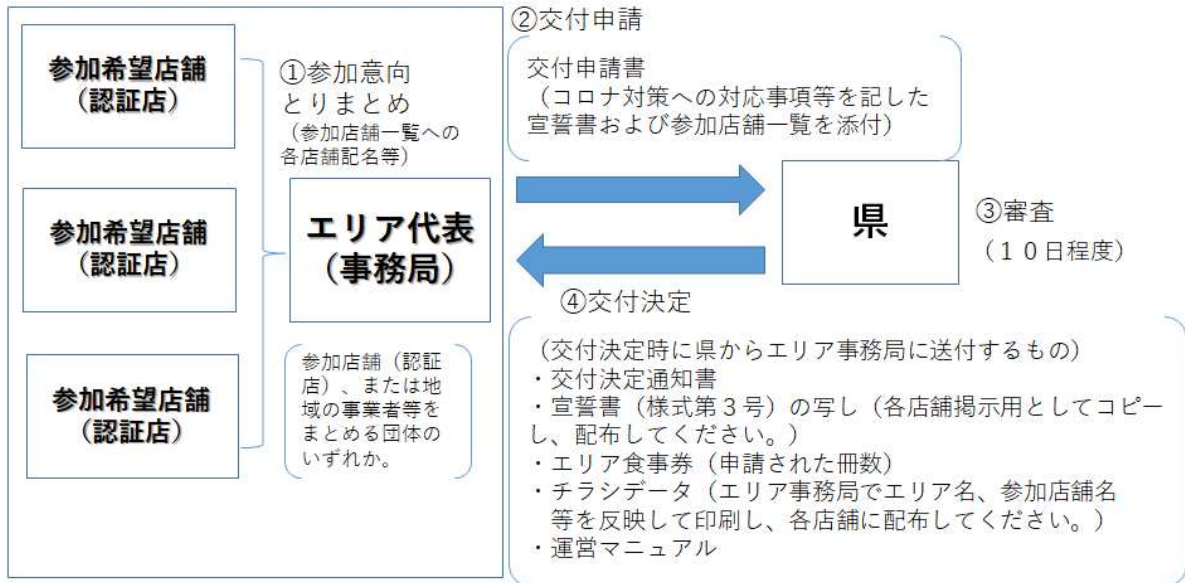
区分	各様式の役割等
第3号	エリアの代表による「エリア全体で新型コロナウイルス感染症感染防止対策に取り組む」旨の宣誓です。 様式の左端の□欄に☑をし、エリア名、エリア代表者の氏名を記載してください。
第3-1号	エリア食事券販売にあたり、エリア内参加店舗に取り組んでいただきたい項目(感染防止対策、エリア食事券の運用、行政への協力等)を一覧にした誓約です。 左端の□欄に☑をしてください。
第3-2号	第3-1号で☑した各項目に取り組む店舗の一覧になります。 エリア内の参加店舗の場所を示したエリア全体の図(手書きでもかまいません。)を添付してください。

3. 各段階の流れ

(1)参加申込みから参加決定まで

(1) 参加申込み～参加決定まで

○コロナ対策に取り組む安心対策エリアとして本事業に参加意向のある飲食店（コロナ認証店）を、エリアの代表（事務局）となる店舗または団体がとりまとめ、県に補助金の交付申請をしてください。



【エリア事務局が行う参加決定までの手続き等】

- ① エリア事務局は、エリア内の参加希望店舗に事業概要および誓約書の内容を伝え、各店舗代表者に「参加店舗一覧兼誓約確認書」の記入をしていただけてください。
- ② エリア事務局は、交付申請書に宣誓書(第3号)、参加誓約(第3-1号)及び参加店舗一覧(第3-2号)を添付して県へ提出してください。
- ③ 審査、交付決定後、県からエリア食事券とともに宣誓書の写し等をエリア事務局へ送付しますので、各店舗への配布し、これら宣誓書の写しを各参加店舗で掲示してください。

※交付決定後に参加店舗を追加する場合は、事前に変更手続きが必要です。エリア事務局は変更交付申請書を作成の上、追加する店舗の一覧表兼確認書(様式第3-2号)を添付して県へ提出してください。県から、変更交付決定通知をお送りします。

※県の交付決定日(変更交付決定含む)以前に発生した経費は、補助対象外となります。

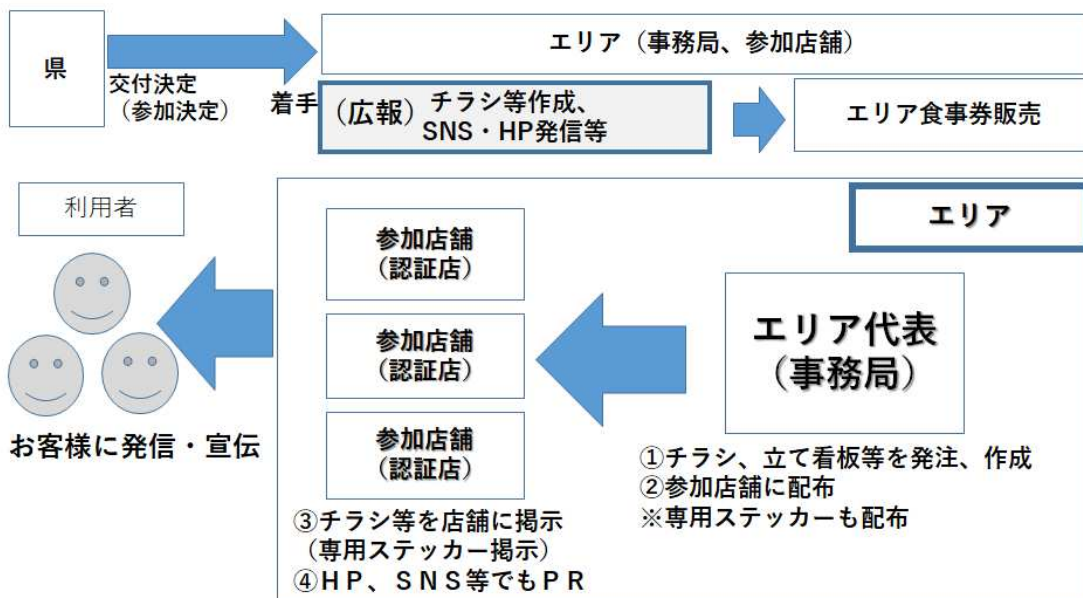
【参加にともなって実施いただくこと】

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策徹底の相互確認
参加店舗間で感染防止対策が徹底されているか、各店舗は日頃から相互にチェックをしてください。エリア事務局におかれても、参加店舗間で相互チェックがされているか確認をお願いします。
- ② エリア食事券の利用促進の広報
お送りするチラシデータを活用される場合は、エリア名、参加店舗や問い合わせ先を反映し、必要枚数を印刷して自エリア食事券の広報をしてください。独自でチラシを作成されてもかまいません。広報費やそれに伴う消耗品等の費用は上限25万円(補助金10/10)で県の補助金の対象になります。
- ③ 各参加店舗は、宣誓書の写しを店内に掲示してください。
 - ・宣誓書(様式第3号)
 - ・事業参加に係る確認書(様式第3-1号)
 - ・参加店舗一覧表及び誓約確認書(様式第3-2号)

(2)参加決定～販売に向けた広報(～エリア食事券販売)

(2) 参加決定～販売に向けた広報

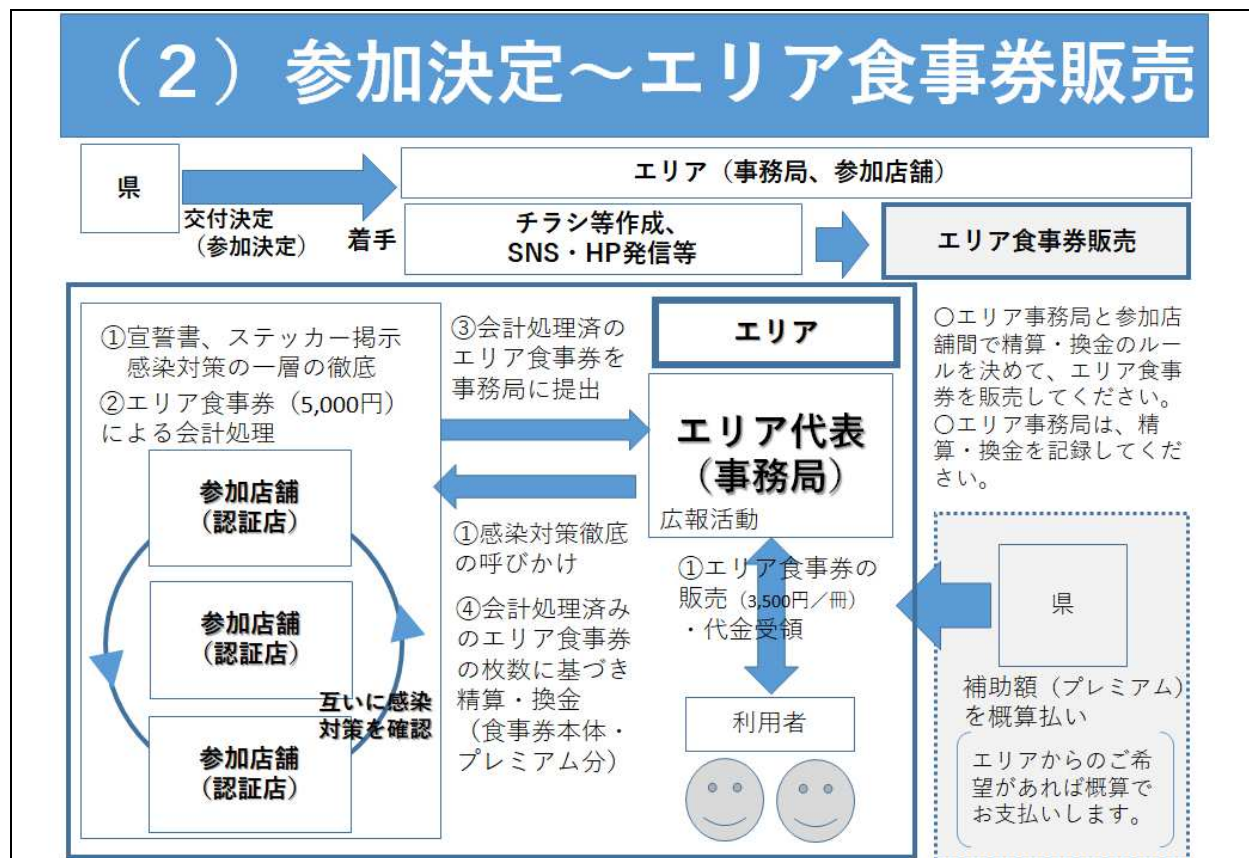
県交付決定以降、エリア食事券販売に向けて、自エリア食事券の広報・宣伝をしてください。(エリアの判断で広報と販売に同時に取り組んでいただいてもかまいません。)



(エリア食事券販売に向けたエリアとしての広報)

- ・エリア事務局が中心となって、交付決定を受けた内容の広報を実施してください。
- ・交付決定前にチラシ等の見積を取られたり、デザインを検討することはかまいませんが、交付決定日前に支出した経費は本補助金の対象外になりますのでご注意ください。
- ・エリア事務局は、完成したチラシ等を参加店舗に配布し、掲示等を働きかけてください。あわせて、本事業参加店舗専用のステッカー(県から送付します)も参加店舗に配布してください。
- ・参加店舗は、チラシやステッカーを店舗に掲示してください。あわせて、ホームページやSNSで独自に広報をしていただくことも可能です。
- ・宣伝と販売に同時に取り組んでいただいてもかまいません。

(3)参加決定～エリア食事券販売



(エリア事務局による食事券の販売)

- ① エリア食事券 (額面 5,000 円分) を 1 冊 3,500 円で販売してください。
(エリアで独自にプレミアム分を加算される場合は加算後の金額で販売してください。)
- ② 販売時、購入されたお客様に、購入年月日、お名前を書いていただけてください。(買い占め抑止)
- ③ お客様ご記入後、券上部(エリア事務局控え)と券下部(食事券本体)をミシン目で切り離し、券下部をお客様にお渡しください。

(お願い)

エリア名・お問い合わせ先記載の券上部と券との間には切り取り線のみでミシン目は入っていません。これは、お客様が切り離してしまった場合、お問い合わせ先がわからなくなることを防ぐためです。よって、お客様が券上部のすぐ下の500円券を使用される場合は、お店で切り離してください。

■お客様へお渡しいただく際の注意事項

- ・お釣りは出ないこと
- ・エリア内の参加店舗でのみ使用可能であること
- ・県全域での感染状況を県で総合的に判断し、食事券の販売停止をすることがあること。
- ・その際には、お客様から申し出があれば、販売済みの食事券の払い戻しができること。

■併用可能な他のクーポン券

- ・「We Love 山陰キャンペーン鳥取県プレミアムクーポン」
- ・「新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーンお食事クーポン券」

【参加店舗での会計時の取り扱い】

- ・お客様がエリア食事券を会計に使用される際、自店舗が参加するエリアの券か確認してください。
(各エリアの登録記号(A、B、C・・・)を確認)

※他エリアの食事券を受領されても、その食事券は貴エリアの補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・会計に使用されたエリア食事券の裏面に、使用店舗の店名スタンプ等を押印してください。

(エリア内での精算にあたって使用店名の識別が必要であるためウラ面に押印欄を設けています。事務局での精算に支障なく店名の識別が可能であれば、スタンプ以外の方法でもかまいません。)

- ・参加店舗は、エリア内の送付ルールに基づき、エリア事務局に会計済みのエリア食事券を送付します。
- ・エリア事務局は、参加店舗から送付されたエリア食事券を精算し、参加店舗に換金してください。

【エリア事務局による精算・換金】

- ・エリア内で決められた頻度(例:月2回等)、ルールに基づき、店舗ごとの精算・換金を行ってください。
- ・エリア事務局は、精算・換金の際、当該期間に利用された食事券の額面ごとの枚数及び店舗名、換金額、換金日時等を記録してください。(実績報告時に補助金精算表(様式第4—1号)が作成できるよう、都度、整理をお願いします。)

※事業実施期間中にクラスタが発生した場合、発生店舗については、クラスタ発生時から改めて認証されるまでの間に利用された食事券は、補助対象から除外してください。

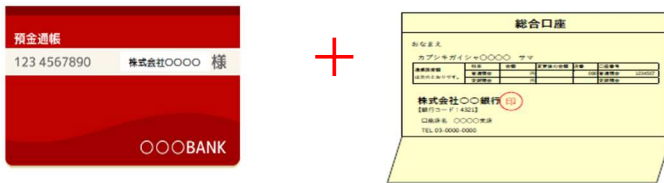
※二重払い等防止のため、精算・換金後のエリア食事券は、精算・換金済みであることが分かるよう、店舗ごとに分けて保管してください。(一例を以下〈参考〉に掲載しています。)

【県からエリア事務局への概算払いについて】

- ・概算払いを希望される場合は、交付申請書に希望額と時期を記入の上、振込先が分かる資料(様式1—1号及び通帳の見開きの写し)を添付して申請してください。

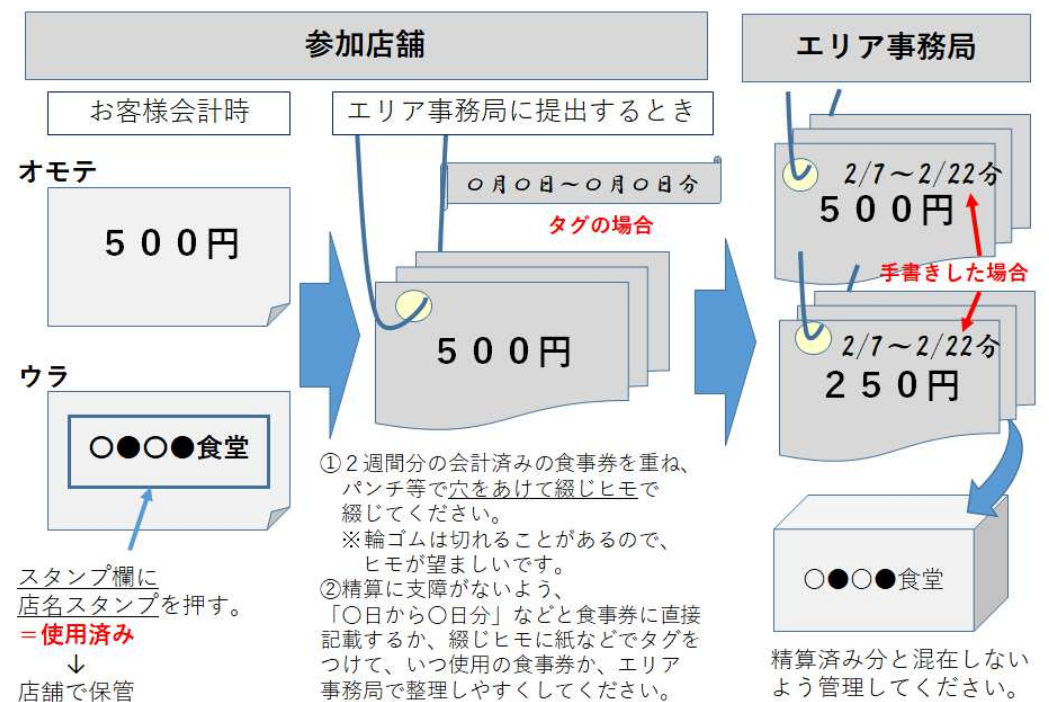
・口座情報のわかる通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写し



〈参考〉

会計済み食事券の束ね方の一例 (例：2週間に1回換金する場合)

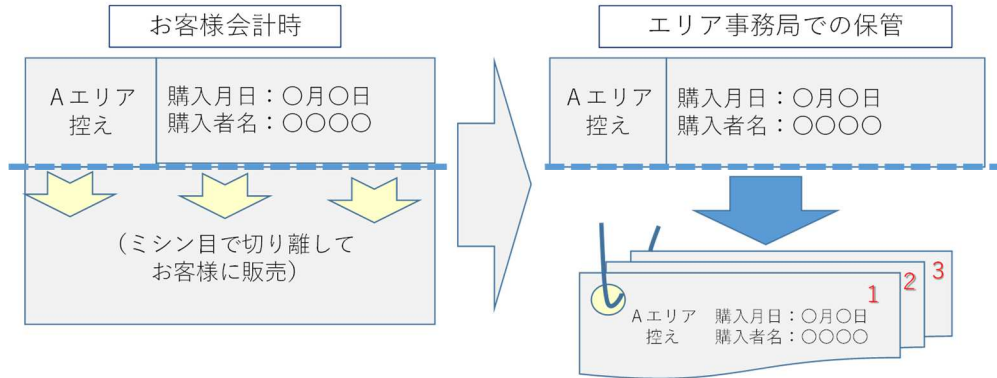


(会計済みエリア食事券の整理方法の一例をお示します。)

- ①会計済みのエリア食事券を重ね、パンチ等で穴をあけて綴じヒモで綴じてください。
※輪ゴムは劣化により切れることがあるので、ヒモが望ましいです。
- ②「〇日から〇日分」などと精算・換金した期間をクーポンに直接記載するか、綴じヒモに紙などでタグをつけるなど、精算済みかどうかエリア事務局が整理しやすくしてください。

販売したエリア控えの束ね方の例

エリア事務局で精算事務、管理がしやすいように束ねてください。
一例を以下のようにお示します。



- ・控えを重ねて穴をあけて綴じヒモで束ねる。
- ・可能であれば、手書きで通番を振っておくと、
数え間違いが起きにくいです。

【留意事項】参加店舗が増える場合、減る場合は以下の手続きをお願いします。

① 参加店舗が増える場合

参加店舗が増える場合は、県補助金の増額が伴いますので、あらかじめ変更交付申請をしてください。

変更(参加店舗の増)を県が承認する前に、新たに参加した店舗で利用されたエリア食事券は、県補助金の対象外になりますので、ご注意ください。

変更交付申請の様式、添付資料は以下のとおりです。

(別紙)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
申請者 団体名
代表者職氏名

令和3年度鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金変更承認申請書

令和4年 月 日第〇〇〇〇〇〇号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	
交付決定額	
変更後の額	
差引	
変更の時期	
変更の理由	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3-1号 事業参加に係る誓約書 ・様式第3-2号 参加店舗一覧表兼誓約確認書

④ 参加店舗が減る場合

何らかの事情により参加店舗が減る場合は、県HP掲載の参加店舗一覧の当該店舗情報を削除しますので、必ず県に連絡をしてください。最終的な参加店舗は、実績報告書や検査で確認します。

(参加店舗が減る場合に県にお送りいただくもの)

・エリア代表者署名入りの、対象外となる店舗名の一覧(様式任意ですが、以下のとおり一例を掲載します。)

【例】
 エリア食事券参加店舗の減の報告

令和4年〇月〇日
 ○●エリア事務局:〇〇〇●

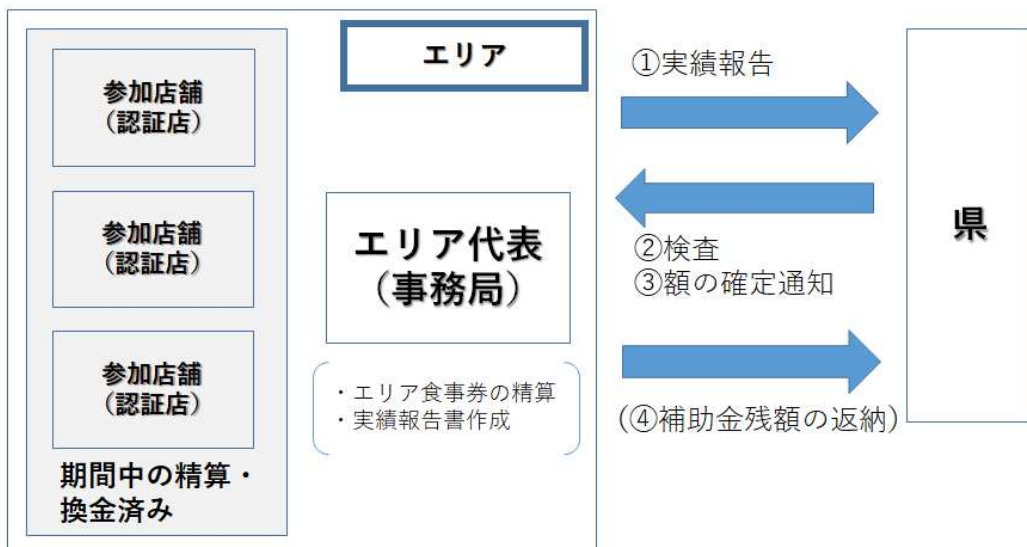
以下の店舗は、エリア食事券利用店舗の対象ではなくなります(なくなりました)ので報告します。

番号	店舗名	対象外となる(なった)日

(4) エリア食事券の販売終了～実績報告(事業終了)

(3) エリア食事券終了～実績報告

- エリア食事券の精算・換金終了後30日以内に県へ実績報告をしてください。
- 検査を経たのちに補助金(プレミアム分)の金額を確定し、確定の旨を通知します。この際、事務局に概算払いの残額があれば県に返納いただき、事業が終了します。



【エリア事務局が行う事業終了後の手続き】

- ① エリア食事券のエリア内での換金・精算終了後、30日以内に実績報告書(様式第4号及び4-1号、4-2号)を県へ提出してください
 ※事業実施期間中にクラスターが発生した場合、発生店舗については、クラスター発生時から改めて認証されるまでの間に利用された食事券は、補助対象から除外してください。
- ② 実績報告書の内容を確認するため、県の職員がエリア事務局に出向き検査を行いますので、会計済みエリア食事券等の証拠書類の準備をお願いします。
- ③ 検査終了後、補助金の額(プレミアム分の金額)を確定し、エリア事務局へ通知します。この際、確定額が概算払額よりも少ない場合は、差額を返納いただくよう併せて通知しますので、この際の通知に同封の納入通知書により返納をお願いします。
- ④ 確定額が概算払額よりも多い場合(一部分だけの概算払い)や概算払を行っていない場合は、額確定後に指定口座へ補助金を振り込みますので、御確認ください。

【申請書等の記載例】

記入例

様式第1号（第4条関係）

令和4年1月21日

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金交付申請書

鳥取県知事 様

（エリア代表申請者）

郵便番号 680-8570

所在地（個人事業主：自宅住所） 鳥取市東町一丁目〇〇

法人名 株式会社 鳥取食〇〇

代表者職氏名（個人事業主：本人氏名） 代表取締役 鳥取 太郎

電話番号 0857-26-〇〇〇〇

メールアドレス tottori〇〇〇@gmail.com

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 エリア名、参加店舗数

（フリガナ）トットリ〇〇ショウテンガイエリア	参加店舗数
鳥取〇〇商店街エリア	15店舗

2 宣誓書及びエリア参加店舗一覧

別紙様式第3号、第3-1号、第3-2号のとおり

3 交付申請額等

（1）エリア食事券

期間中販売予定冊数（A）	3,000冊
--------------	--------

算定基準額兼交付申請額（B） (1,500円×(A))	4,500,000円
--------------------------------	------------

（2）事業実施に係る広報等の経費（※記載内容が多い場合は別紙として添付可）（単位：円）

区分	支出予定額	備考
チラシ印刷費	30,000	@10円×3,000枚
地域広報誌掲載料	150,000	〇〇〇2月号広告掲載（サイズ1/2ページ）
参加店舗戻入手数料	74,250	@495円×15店舗×10回
店舗ゴム印作成費	4,250	@425円×10店舗分
計（C）	250,000	←補助上限額：25万円/エリア

（3）算定基準額・交付申請額

算定基準額兼交付申請額（B）+（C）	4,750,000円
--------------------	------------

（4）エリア食事券販売開始時期（予定） 令和4年2月10日

（5）概算払い希望額及び時期 ※振込先として別紙「振込口座」添付

第1回	2,500,000円	令和4年2月
第2回	2,250,000円	令和4年4月

4 クーポン食事券の送付先（※申請者と異なる場合記載する。/金券送付であるため明確に記載すること）

送付先（所在地）	〒680-8571 鳥取市●●町〇〇〇111-1		
店舗名	味知〇〇	店舗代表者名	鳥取 花子
電話番号	0857-26-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇〇@gmail.com

(様式第1号別紙)

記入例

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金振込口座

鳥取〇〇商店街エリア代表：株式会社鳥取食〇〇 代表取締役 鳥取 太郎

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金については、以下の口座に振り込んでください。

振込先口座

金融機関名	山陰合同銀行	金融機関コード	0167
支店名	鳥取駅南支店	支店コード	104
口座の別 (いづれかに○)	当座 ・ 普通	口座番号	000*****
(フリガナ) 口座名義	トットリ ハナコ 鳥取 花子		

※振込誤りが生じないように、口座内容を確認のうえ、明確に記載すること。

※口座名義人が請求者と異なる場合は以下に記入のこと。

口座名義人が請求者と異なりますので、以下の者に受領を委任します。
(受任者) 住所：鳥取市●●町〇〇〇〇
氏名：味処〇〇 鳥取 花子

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

(エリア代表申請者)

エリア名 鳥取〇〇商店街

エリア登録記号 A

郵便番号 680-8570

所在地 (個人事業主: 自宅住所) 鳥取市東町一丁目〇〇

法人名 株式会社 鳥取食〇〇

代表者職氏名 (個人事業主: 本人氏名) 代表取締役 鳥取 太郎

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金の実績について、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 実績額

エリア食事券

期間中販売実績冊数	2,000冊
-----------	--------

(1) エリア補助対象経費	第4-1号(E)+第4-2号(G)	10,229,500円
(2) エリア補助金額	第4-1号(F)+第4-2号(H)	4,529,500円

※内訳は様式第4-1号、第4-2号(別紙)による。

2 振込先口座

金融機関名	山陰合同銀行	金融機関コード	0167
支店名	鳥取駅南支店	支店コード	104
口座の別 (いづれかに○)	当座・普通	口座番号	000*****
(フリガナ) 口座名義	トットリ ハナコ 鳥取 花子		

※振込誤りが生じないよう、口座内容を確認のうえ、明確に記載すること。

※口座名義人が請求者と異なる場合は以下に記入のこと。

口座名義人が請求者と異なりますので、以下の者に受領を委任します。 (受任者) 住所: 鳥取市幸町〇〇〇〇 氏名: 鳥取 花子
--

3 添付資料

□補助対象経費に掛かる証拠書類(様式第4-1号及び4-2号)

□振込先口座を明らかにした書類(通帳の見開き(金融機関名、支店名、口座名、口座名義記載)の写し等)

様式第4-1号

鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券事業費補助金精算表(エリア食事券)

エリア名: **鳥取〇〇商店街**

(単位:枚、円)

番号	参加店舗名	コロナ認証店 認証番号	エリア食事券適用枚数 (お客様の利用枚数)		補助対象経費 (利用金額)		補助金額 (プレミアム額)		
			500円券 (A)	250円券 (B)	500円券 500円×(A)= (C)	250円券 250円×(B)= (D)	500円券 (C)×0.3	250円券 (D)×0.3	計
1	味処〇〇	第 ****-*****	1,200	400	600,000	80,000	180,000	24,000	204,000
2	カフェ〇〇	第 ****-*****	700	600	350,000	120,000	105,000	36,000	141,000
3	居酒屋〇〇	第 ****-*****	1,500	700	750,000	140,000	225,000	42,000	267,000
4	**	第 ****-*****	1,200	850	600,000	170,000	180,000	51,000	231,000
5	***	第 ****-*****	800	500	400,000	100,000	120,000	30,000	150,000
6	****	第 ****-*****	900	350	450,000	70,000	135,000	21,000	156,000
7	*****	第 ****-*****	850	500	425,000	100,000	127,500	30,000	157,500
8	*****	第 ****-*****	600	300	300,000	60,000	90,000	18,000	108,000
9	*****	第 ****-*****	1,400	500	700,000	100,000	210,000	30,000	240,000
10	*****	第 ****-*****	700	700	350,000	140,000	105,000	42,000	147,000
11	*****	第 ****-*****	1,200	600	600,000	120,000	180,000	36,000	216,000
12	*****	第 ****-*****	800	700	400,000	140,000	120,000	42,000	162,000
13	*****	第 ****-*****	1,450	1,000	725,000	200,000	217,500	60,000	277,500
14	*****	第 ****-*****	1,200	1,000	600,000	200,000	180,000	60,000	240,000
15	*****	第 ****-*****	1,500	1,300	750,000	260,000	225,000	78,000	303,000
エリア計			16,000	10,000	8,000,000	2,000,000	2,400,000	600,000	3,000,000

エリア補助
対象金額 **10,000,000** (E)

エリア
補助金額 **3,000,000** (F)

様式第4-2号

鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券事業費補助金広報費等支出一覧

(単位:円)

番号	区分	支出額	備考
1	チラシ印刷費	30,000	@10円×3,000枚
2	地域広報誌掲載料	150,000	〇〇〇2月号広告掲載(サイズ1/2ページ)
3	参加店舗振込手数料	37,500	@500円×15店舗×5回
4	店舗ゴム印作成費	12,000	@800円×15店舗

広報費等の合計(上限25万円) (G)

229,500

補助金の額(G)と25万円のいずれか低い額 - (H)

229,500